

改正

平成27年12月1日制定

平成28年2月26日制定

平成31年4月1日制定

令和2年4月1日制定

令和4年4月1日制定

志木市公共施設等マネジメント検討委員会幹事会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志木市公共施設等マネジメント検討委員会設置規程（平成26年志木市訓令第17号）第7条第3項の規定に基づき、志木市公共施設等マネジメント検討委員会（以下「委員会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 委員会において定められた公共施設等マネジメントの実施に係る基本的方向性に基づく、公共施設等マネジメント計画素案の作成及び見直しに関すること。
- (2) 公共施設適正配置計画素案の作成及び見直しに関すること。
- (3) 公共施設等マネジメントの実施に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共施設等マネジメントの実施に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、志木市課長会議設置要綱（平成26年4月1日制定）第2条第1項に規定する主管課長会議の構成員、総合行政部人事課長及び都市整備部建築開発課長をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、市長公室政策推進課公共施設マネジメント推進室長をもって充てる。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指定する職員がその職務を代理する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、会議にその構成員以外の職員の出席を求めることがで

きる。

(会議の記録等)

第5条 幹事長は、幹事会の会議を開催したときは、当該会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 幹事長は、前項の規定により記録した書面を、志木市庁議等における会議録の公表に関する要綱（平成25年志木市告示第210号）で定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、市長公室政策推進課公共施設マネジメント推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日）

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年2月26日）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日制定）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日制定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。